

# 75歳を迎える方(※1)にお知らせ

(※1) 65歳以上で一定の障がいを持ち申請して後期高齢者医療に加入する方(障がい認定者)も対象です。

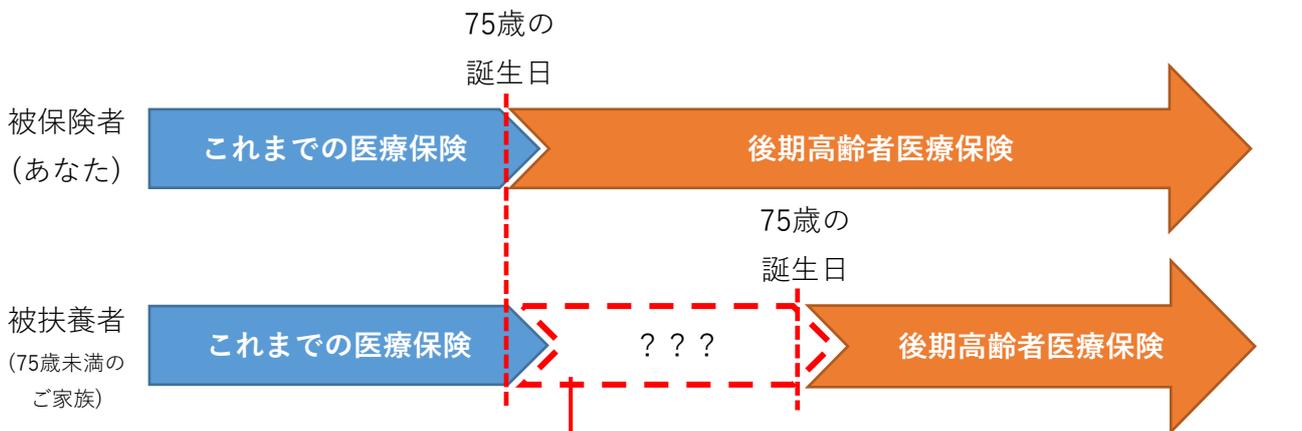
○後期高齢者医療保険への加入について

誕生日が後期高齢者医療保険の資格認定日です(※2)。誕生日以降に医療機関等を受診する場合には、同封の被保険者証を窓口でご提示ください。

(※2) 障がい認定者は認定日が資格取得日です。

**今まで社会保険や健康保険組合等に参加していて、どなたかを扶養していた方はご注意ください**

あなたがこれまで、他の医療保険の被扶養者になっていた方は、あなたの後期高齢者医療保険加入と同時に今までの保険の加入資格を失います。新しい医療保険への加入手続きが必要ですので、下記の図をみて、①または②の手続きを行ってください。



①他の社会保険等に参加

または、他のご家族等の被扶養者になる。

※該当する保険者にお尋ねください。

②国民健康保険に参加

お住まいの市町村にこのチラシをお持ちください。

**被扶養者は①または②の手続きが必ず必要です**

※これまで、75歳未満のご家族を保険の被扶養者にしていなかった場合は手続き不要です。